

日野町告示第26号

令和2年第3回日野町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年5月7日

日野町長 塚 田 淳 一

1. 期 日 令和2年5月11日
2. 場 所 日野町議会議場
3. 付議事件
  - ①専決処分の承認を求めることについて（日野町税条例の一部改正について）
  - ②専決処分の承認を求めることについて（日野町国民健康保険税条例の一部改正について）
  - ③日野町国民健康保険条例の一部改正について
  - ④日野町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
  - ⑤令和2年度日野町一般会計補正予算（第1号）
  - ⑥令和2年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

---

○開会日に応招した議員

中山 法 貴	梅 林 敏 彦
山 形 克 彦	金 川 守 仁
松 尾 信 孝	中 原 信 男
安 達 幸 博	佐々木 求
竹 永 明 文	小 谷 博 徳

---

○応招しなかった議員

な し

---

---

第3回 日野町議会臨時会会議録（第1日）

令和2年5月11日（月曜日）

---

議事日程

令和2年5月11日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- （1）議会関係の報告（議長）
  - （2）一般行政報告（町長）
- 日程第4 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（町長）
- 日程第5 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（町長）
- 日程第6 議案第32号 日野町国民健康保険条例の一部改正について（町長）
- 日程第7 議案第33号 日野町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について（町長）
- 日程第8 議案第34号 令和2年度日野町一般会計補正予算（第1号）（町長）
- 日程第9 議案第35号 令和2年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（町長）
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- （1）議会関係の報告（議長）
  - （2）一般行政報告（町長）
- 日程第4 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（町長）
- 日程第5 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（町長）
- 日程第6 議案第32号 日野町国民健康保険条例の一部改正について（町長）
- 日程第7 議案第33号 日野町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について（町長）
- 日程第8 議案第34号 令和2年度日野町一般会計補正予算（第1号）（町長）
- 日程第9 議案第35号 令和2年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（町長）

---

出席議員（10名）

1番 中山 法 貴	2番 梅 林 敏 彦
3番 山 形 克 彦	4番 金 川 守 仁
5番 松 尾 信 孝	6番 中 原 信 男
7番 安 達 幸 博	8番 佐々木 求
9番 竹 永 明 文	10番 小 谷 博 徳

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長	伊 田 喜 浩	書記	神 崎 猛
		書記	吉 原 尚 志

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	塔 田 淳 一	副町長	音 田 守
教育長	生 田 進	総務課長	渡 部 裕 之
住民課長兼会計管理者	遠 藤 律 子	企画政策課長	荒 木 憲 男
健康福祉課長	住 田 秀 樹	産業振興課長	角 井 学
建設水道課長	飛 田 朋 伸	教育課長	砂 流 誠 吾

---

議長挨拶

○議長（小谷 博徳君） おはようございます。

開会に先立ちまして、少しお時間をいただきたいと思います。

昨今、世界中に猛威を振るっております新型コロナウイルス感染症につきましては、国内におきましても社会生活や経済活動に重大な支障を来しております。幸いにも本町におきましては発生事例もなく、町民の協力と行政を挙げての防止対策に取り組んでいるところであります。今後におきましても気を緩めることなく注意喚起に努め、一刻も早い終息を願うところでございます。

本日の臨時議会は、感染予防対策として窓の開放とマスク着用で進めますので、御理解のほどをお願いいたします。

---

### 午前10時00分開会

○議長（小谷 博徳君） それでは、開会をいたします。

ただいまの出席議員数は10人であり定足数に達していますので、これより令和2年第3回日野町議会臨時会を開会いたします。

中海テレビのテレビカメラ撮影を許可していますので、御了承ください。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程のとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小谷 博徳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、3番、山形克彦議員、4番、金川守仁議員の2名を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（小谷 博徳君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日の1日間にいたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小谷 博徳君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日の1日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（小谷 博徳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本町の監査委員から、第2回定例会以後に実施された地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。別紙写しを配付し、報告といたします。

次に、議会関係について報告いたします。

3月26日、議会改革推進特別委員会を開催いたしました。

3月30日、西部町村議会議長会連絡会に議長が出席しております。

3月31日、前議会事務局長の退職辞令を交付いたしました。同日、鶴の池マラソン大会実行委員会が開催され、議長が出席しました。

4月1日、議会事務局職員及び書記の辞令交付を行いました。

4月10日、17日、24日には議会だより124号発行のため議会広報常任委員会を開催しております。

4月26日、町防災基地運用開始式に議長が出席いたしました。

4月28日、全員協議会及び議会改革推進特別委員会を開催しております。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大により、諸行事が中止、延期、規模縮小等の措置になっているところであります。

続きまして、一般行政報告を埴田町長が行います。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 令和2年第2回議会定例会以降の一般行政報告をいたします。

まずは新型コロナウイルス感染症対策について御報告いたします。

今年1月に国内で初の感染が確認されて以来全国拡大を続け、いまだ終息の気配はありません。本町では1月31日に警戒態勢をしき、住民の皆様には情報提供と具体的な注意喚起を続けてまいりました。4月8日には7都府県に緊急事態宣言が発令されたことを受け町対策本部を設置し、その後、緊急事態宣言の全国への対象拡大、島根県と鳥取県内に立て続けに感染者が確認されるなど、高まる危機に順次対策を強化してきたところでございます。ゴールデンウィークには町内の宿泊・飲食事業者の皆様方には休業による県境をまたぐ人の移動の抑制に絶大なる御協力をいただきました。また、不足する子供たちや妊婦の方々へのマスクについても、多くの皆様から手作りのもをはじめ御寄附をいただき、早速小・中学校、妊婦の方々、福祉事業所、ボランティア団体などに配布させていただいたところでございます。心よりお礼申し上げます。

本日の臨時議会では、新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策、生活支援策などについて補正予算を上程させていただいております。皆様の生活に安心をもたらせるよう努めてまいりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

次に、医療連携調印式についてでございます。3月23日、日野郡3町と鳥取大学医学部附属病院との間で日野郡の医療連携に係る基本協定を締結いたしました。協定は医師等の派遣協力など医療提供体制の安定的な確保に関する事、これからの地域医療を担う人材の育成に連携して取り組むことを目的としております。

4月26日には滝山公園近くに開設した日野町防災基地の運用開始式を執り行いました。本来であれば近隣の市町村長さんや関係機関を代表される多くの方々を招待し大々的に行い、実際にヘリコプターを利用したデモンストレーションを住民の皆様にも御覧いただくつもりでしたが、新型コロナウイルスの影響でごく小規模な式典といたしました。今後は山林火災や大規模災害、行方不明者の捜索、救助、救急搬送の引継ぎなどの拠点として大いなる安心に資するものと思えます。

最後に、義務教育学校の新設について申し上げます。3月31日、日野町教育委員会から日野町校区審議会答申を基に教育委員会で審議を重ねられた結論として、日野町立義務教育学校新設についての具申がありました。これら議論の中では、保育所から小学校に上がる際の友達との別れの寂しさ、同一学年に友達のいない学年の存在、令和7年度には小・中学校を通じ児童生徒数が約100名、とりわけ中学校においては3学年で30名になるという現実が明らかになりました。私といたしましては、児童生徒がお互いに関わり合いながら社会性を身につける、学力を伸ばしていく、今まで行ってきた保小中一貫教育をより充実させて中学校卒業時に日野町の未来を担っていこうとする意欲を持った生徒を育成する。こういった教育を実現するためには、義務教育9年間の目標を設定できる校区を日野町全地区にする新たな義務教育学校の設置がふさわしいと判断いたしました。よって、教育委員会の具申のとおり子供たちのためによりよい教育環境を整える、町の未来をつくる人材を育成する、地域住民の思いに寄り添う、できるだけ速やかに開校する、こういった基本的考えを踏まえ、現在の根雨小学校の校地を義務教育学校の校地とし、令和5年度に開校できるよう児童生徒の保護者、地域住民等の皆様に説明をしてまいりたいとの思いを4月28日の全員協議会において議員の皆様に表示したところでございます。

以上でございます。

○議長（小谷 博徳君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 議案第30号

○議長（小谷 博徳君） 日程第4、議案第30号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

埜田町長。

○町長（埜田 淳一君） ただいま上程されました議案第30号、専決処分の承認を求めることにつきまして説明を申し上げます。

これは地方税法等の一部を改正する法律などが令和2年3月31日に公布されたことに伴い、日野町税条例等の一部を改正する条例を同日に専決処分いたしましたものであります。

詳細につきましては、住民課長より説明させていただきますので、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小谷 博徳君） 遠藤住民課長。

○住民課長兼会計管理者（遠藤 律子君） 議案第30号、専決処分の承認を求めることについての専決処分事項、日野町税条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の3ページ、概要書を御覧いただきたいと思います。

2、改正内容についてでございます。（1）町民税の見直しにつきまして、①は未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除を見直しし、独り親控除額30万円を適用し、人的非課税措置の対象に加えるものです。令和3年1月1日からの適用となります。②は国外に居住する親族に係る扶養控除の要件の見直しをするものでございます。③は法人税法において連結納税を廃止するものです。④は肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長するもので、令和2年4月1日からの適用となります。⑤は低未利用土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得に係る課税の特例を創設するもので、令和2年4月1日から適用となります。⑥は優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について適用期限を3年延長するもので、令和2年4月1日から適用となります。

なお、具体的な条例改正部分については、概要書に条例番号を明示しておりますので御覧いただきたいと思います。

次に、（2）固定資産税の見直しでございます。①は固定資産の所有者が不明な場合、その使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し固定資産税を課することができるとするもので、令和2年4月1日から適用となります。②は登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において相続人等現に所有している者に対し町条例で定めるところにより、氏名、住所等必要な事項を申告させることができるもので、令和2年4月1日から適用となります。③はわが町特例の対象の追加、変更に伴いまして、固定資産税の課税標準額から対象に応じた割合の軽減を行います。浸水被害軽減地区内にある土地について、指定された日から3年度間は課税標準を3分の2とするもので、令和2年4月1日から適用となります。

続いて、（3）その他の主な改正でございます。概要書4ページ上段を御覧ください。①から⑤については、法改正に伴う規定の整備、改正、項ずれによる改正、改元対応等でございます。適用期日は原則令和2年4月1日でございます。詳細につきましては、概要書、議案書を御覧いた

だきたいと思います。

最後に、3、附則規定でございます。この改正後の日野町税条例の施行日でございますが、令和2年4月1日から施行することといたしております。ただし、先ほど説明の中で申し上げました各規定の施行日については、28ページ、改正条例附則第1条に定める施行日としております。また、適用日でございますが、令和2年4月1日から適用することとし、先ほど説明の中で申し上げました各規定の適用日につきましては、改正条例附則第2条から第7条に定める適用日、経過措置としております。

説明は以上でございます。

○議長（小谷 博徳君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、安達幸博議員。

○議員（7番 安達 幸博君） このたびの税条例改正はいわゆる新型コロナウイルス感染症緊急対策の一部だと思っておりますが、先ほど言われたような改正は対象者はどういう人が対象になるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（小谷 博徳君） 遠藤課長。

○住民課長兼会計管理者（遠藤 律子君） 先ほど申し上げましたものは、新型コロナウイルスに対する改正ではございません。令和2年の3月31日の条例を改正した専決処分でございますので、新型コロナウイルスに対応する改正については今後改正をしていきたいという考えでおります。

○議長（小谷 博徳君） 7番、安達幸博議員。

○議員（7番 安達 幸博君） 分かりました。

それでは、固定資産税の見直しの部分、3ページの2番で説明がありましたが、いわゆる土地の所有者が分からないあるいは登記が替えてないとかいう案件について、今所有しておられる方から固定資産税を徴収しようというのだと思いますが、本町においてはこれらの数とかこれを適用した場合に固定資産税はどのように変化するのでありましょうか、お尋ねをします。

○議長（小谷 博徳君） 遠藤住民課長。

○住民課長兼会計管理者（遠藤 律子君） 具体的な適用になる数値につきましてはありますが、現段階で詳しいものはお答えはできかねますので、後ほど確認をいたしましてお答えできたらと思っております。

今後の取扱いにつきましても、具体的な規則それから規定等を整備しておりますので、そちらのほうを明示していきたいと考えております。



○議長（小谷 博徳君） ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小谷 博徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（小谷 博徳君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより日程第4、議案第30号、専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小谷 博徳君） 起立多数。よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第31号

○議長（小谷 博徳君） 日程第5、議案第31号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） ただいま上程されました議案第31号、専決処分の承認を求めることにつきまして御説明申し上げます。

これは地方税法施行令等の一部を改正する政令等が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を同日に専決処分したものであります。

詳細につきましては、住民課長より説明させますので、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小谷 博徳君） 遠藤住民課長。

○住民課長兼会計管理者（遠藤 律子君） 議案第31号、専決処分の承認を求めることについての専決処分事項、日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の3ページ、概要書を御覧いただきたいと思います。

2、改正内容についてでございます。（1）国民健康保険税の課税限度額の引上げにつきましては、地方税法の改正に伴い、1世帯当たりの課税限度額を基礎分について61万円から63万円に引き上げるものでございます。これにより、中間所得層の被保険者の負担に配慮したものと

ります。これは条例改正部分、4ページの第2条、課税額第2項の改正です。

続きまして、(2)低所得者に対する均等割、平等割の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の拡大の改正でございます。これは低所得者層の軽減対象額を引き上げるもので、5割軽減世帯の所得判定要件を被保険者1人当たり28万円を28万5,000円に引上げ、基礎額33万円との合算額以下の場合減額対象となります。同じく、2割軽減世帯の対象要件を被保険者1人当たり51万円を52万円に引き上げるものです。これは条例改正部分の4ページ、第23条、国民健康保険税の減額の改正でございます。

詳細につきましては、概要書、議案書を御覧いただきたいと思っております。

最後に施行日でございますが、令和2年4月1日から施行することとし、改正後の適用は令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものとしております。

説明は以上でございます。

○議長(小谷 博徳君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小谷 博徳君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長(小谷 博徳君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより日程第5、議案第31号、専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(小谷 博徳君) 起立多数。よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第32号

○議長(小谷 博徳君) 日程第6、議案第32号、日野町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

埴田町長。

○町長(埴田 淳一君) ただいま上程されました議案第32号、日野町国民健康保険条例の一部

改正について御説明申し上げます。

これは今般の新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対し傷病手当金の支給を可能とするため、条例の一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小谷 博徳君） 住田健康福祉課長。

○健康福祉課長（住田 秀樹君） 議案第32号、日野町国民健康保険条例の一部改正について説明を申し上げます。

議案書2ページの日野町国民健康保険条例の改正が必要な理由と概要を御覧ください。主な改正内容でございます。目的といたしまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためには、労働者が感染した場合または感染が疑われる場合、休みやすい環境を整備することが重要となっております。そのため、様々な就業形態の被保険者が加入しておられます日野町国民健康保険におきましても傷病手当金の支給を行うこととし、第18条から第20条までの規定を追加するため改正を行うものでございます。

初めに、傷病手当金の支給対象者の要件について御説明をいたします。

まず、国民健康保険の被保険者であり、給与等の支払いを受けていること。次に、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染の疑いがあること。先ほど感染した、または感染の疑いがあるとした被保険者が4日間以上労務に服することができないとき。給与等の支払いを受けていないこと。ただし、給与等の支払いを受けていて、その額が傷病手当金の支給額より少ない場合はその差額を支給することになります。先ほど説明いたしました要件を全て満たす方がこちらの支給の対象者となります。

次に、支給対象となる日数及び支給額でございます。まず支給対象となる日数ですが、労務に服することができなくなった日から起算して3日を超過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日が対象の日数になります。続きまして支給額につきましては、1日当たりの支給額の3分の2に支払い対象となる日数を乗じた額になります。1日当たりの支給額の計算方法は、直近の継続した三月間の給与収入の合計額に就労日数を除したものであるということでございます。

続きまして、傷病手当金の適用期間でございます。令和2年1月1日から9月30日までの間、療養のため労務に服することができない期間を適用期間といたします。ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで適用期間となります。

次に、国の財政支援についてでございます。この条例により算定されました傷病手当金の支給額につきましては、全額が国保の特別調整交付金により国から支援されることになっております。

最後に附則でございます。この条例は公布の日から施行し、令和2年1月1日から別に規則で定める令和2年9月30日までの間が適用となります。

新旧対照表につきましては、3ページ、4ページを御覧ください。

説明は以上でございます。

○議長（小谷 博徳君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

7番、安達幸博議員。

○議員（7番 安達 幸博君） 概要説明の2番、3、傷病手当金の内容、(1)対象者の4項目ありますが、その中のb、新型コロナウイルス感染症に感染した人、または発熱等の病状があり感染の疑いがある人とかようになっておりますが、感染した人というのは分かりやすいですが、感染の疑いがあるというこの定義は本人がそう申告するのか、あるいは医療機関で認定されるのかをお尋ねをしておきたいと思っております。

あわせて、仮に家族が感染症となった場合、その家族は濃厚接触者として例えば2週間お休みくださいということになって、結果的にはその人は陰性だったという場合に、この2週間休んだという部分はどのような対応になるのでしょうか、お尋ねをします。

○議長（小谷 博徳君） 住田健康福祉課長。

○健康福祉課長（住田 秀樹君） まず、最初の質問でございます。コロナウイルスに自宅療養中の方が結局最終的には感染していなかった場合どうなるのかという質問でございます。こちらのほうの条例のほうで、感染の疑いのある方ということで明記をさせていただいております。感染の疑いで最近国のほうで方針が変わってききましたが、37.5度以上の熱がある場合が4日間以上続いた場合、発熱相談支援センターに連絡して指示を仰ぐということになっておりましたので、こちらの方が4日間以上、最終的に陰性になったとしてもこの対象日数に含まれる場合は支給対象になるというふうな制度でございます。

それから、家族の方が濃厚接触で自宅待機を余儀なくされた場合といたしますのが、こちらの傷病手当金の制度がコロナウイルスに感染した場合または疑いがある場合ということになっておりますので、濃厚接触で休まれた場合はこちらの手当の対象にはなりません、雇用主、事業主さんのお考えいろいろあるかと思っておりますけれども、そちらの会社のほうとのやり取りで補償などをさせていただくということになります。以上です。

○議長（小谷 博徳君） ほかにありませんか。

6番、中原信男議員。

○議員（6番 中原 信男君） 傷病手当の支給の目的は理解できました。それで傷病手当の支給の内容の支給者の対象、ここでaは国民健康保険の被保険者であり、給与等の支払いを受けている。そこで、dは給与等の支払いを受けていない。このaの受けている人というのは大体想像がつくんですよ。aでは給料等の支払いを受けている人、これは想像つきます。ただ、dで給与等の支払いを受けてない。aでは受けてる人ですよ。dでは受けてない。このdはどういう人を想像すればいいのか、ちょっと私の頭の中で整理できませんので教えてください。

○議長（小谷 博徳君） 住田健康福祉課長。

○健康福祉課長（住田 秀樹君） 御説明いたします。aのほうで説明させていただいていますのが被保険者でありまして、こちらの傷病手当金の支給対象となるのが雇用されてる方となります。通常の生活において給与等の支払いを受けておられる方。まずお仕事されてない方はこちらの手当の支給対象になりませんので、一般的に働かれて給与を受けておられる方ということです。dのほうが、こちらコロナウイルスに感染した場合、会社をお休みすることになるかと思えます。会社のほうでいろいろ有給休暇でありますとか休業補償でありますとかいろんな制度がある場合がございしますが、全くの無給になってしまった場合ということを想定しております。以上でございます。

○議長（小谷 博徳君） 6番、中原信男議員。

○議員（6番 中原 信男君） 確認します。dの場合は感染して、課長いいですか、感染をして会社を休ませられたとか、2週間なら2週間とか、それで一切会社からも給与等の支払いを受けられない。そういうのを想像しとるということですか。それでいいですか。

○議長（小谷 博徳君） 住田健康福祉課長。

○健康福祉課長（住田 秀樹君） そういうことでございます。中原議員がおっしゃるとおりを想定しております。以上です。

○議員（6番 中原 信男君） 分かりました。

○議長（小谷 博徳君） ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小谷 博徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（小谷 博徳君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより日程第6、議案第32号、日野町国民健康保険条例の一部改正についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小谷 博徳君） 起立多数。よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第7 議案第33号

○議長（小谷 博徳君） 日程第7、議案第33号、日野町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） ただいま上程いただきました議案第33号、日野町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

これは今般の新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について、鳥取県後期高齢者医療保険においても支給されることとなったため、関係条例の所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長に説明させますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小谷 博徳君） 住田健康福祉課長。

○健康福祉課長（住田 秀樹君） 失礼いたします。議案第33号、日野町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。

日野町後期高齢者医療に関する条例の改正が必要な理由と概要を御覧ください。主な改正内容でございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためには、労働者が感染した場合、または感染が疑われる場合に休みやすい環境を整備することが重要となっております。鳥取県後期高齢者医療保険におきましても、先般、広域連合条例の改正を行い傷病手当金の支給を行うこととなり、それを受け必要な改正を行うものでございます。

日野町後期高齢者医療に関する条例第2条に定める町において行う事務に広域連合条例の改正により行うこととした新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給事務のうち、被保険者から提出される申請書の受付を行うこととする規定を追加するものでございます。

最後に附則でございますが、この条例は公布の日から施行することといたします。

新旧対照表につきましては、3ページを御覧ください。

説明は以上でございます。

○議長（小谷 博徳君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小谷 博徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（小谷 博徳君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより日程第7、議案第33号、日野町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小谷 博徳君） 起立多数。よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第34号

○議長（小谷 博徳君） 日程第8、議案第34号、令和2年度日野町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） ただいま上程いただきました議案第34号、令和2年度日野町一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

議案書を御覧いただきたいと存じます。この補正予算は、歳入歳出それぞれ3億6,299万4,000円を追加し、予算総額を39億6,244万5,000円とするものであります。補正額等は2ページ、第1表、歳入歳出予算補正を御覧いただきたいと思っております。

今般の新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大により、住民の皆様、事業者の皆様の生活が圧迫され不安が拡大する中、国、県そして町が一体となって、あるいはそれぞれの立場で生活を支援し、また事業の継続を応援していきます。ぜひとも住民の皆様には一致協力していただき、総力戦でこの国難に立ち向かってまいりたいと思っております。

このたびの補正予算では、これら緊急対策として国の施策である国民全員に一律10万円を給

付する特別定額給付金事業や、子育て世帯臨時特例給付金事業、町の独自事業ではゴールデンウィーク期間中、休業要請に協力いただきました事業者に10万円の協力金を支給する町内飲食店・宿泊事業者休業協力金給付事業や、国の持続化給付金の対象とならない事業者に対して最大50万円の給付金を支給する日野町持続化給付金事業、住民の生活支援と地域経済の下支えを目的に町民1人当たり1万円分の地域商品券を交付する地域応援商品券事業などを中心に提案いたします。また、感染症の影響は木材価格の下落にも及んでおり、間伐施業の進捗の遅れが懸念されることから、下落価格の半額程度を補填する町産材価格補填事業も提案いたします。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小谷 博徳君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部 裕之君） 議案第34号、令和2年度日野町一般会計補正予算（第1号）の内容について御説明をいたします。

3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては御覧をいただきたいと思っております。

4ページ、歳入について御説明をいたします。

国庫支出金、国庫補助金、総務費補助金は3億5,610万8,000円の増額ですが、うち企画費補助金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,307万7,000円、総務管理費補助金として特別定額給付金給付事業費補助金3億700万円、特別定額給付金給付事務費補助金603万1,000円を計上しております。

民生費補助金は285万3,000円の増額、児童福祉費補助金として子育て世帯臨時特例給付費補助金220万円、子育て世帯臨時特例給付事業事務費補助金46万8,000円、子ども・子育て支援事業費補助金18万5,000円の計上です。

次に、県支出金、県補助金、農林水産業費補助金は林業再生事業費補助金の追加交付決定により98万3,000円の増額。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金は今回の補正予算に伴い不足する財源として102万5,000円を増額繰入れいたします。森林整備基金繰入金は、町産材価格補填事業の財源として200万円の繰入れです。

諸収入、雑入は学校臨時休業対策費補助金として2万5,000円の計上であります。

次に、歳出について御説明いたします。5ページを御覧ください。

総務費、一般管理費は3億1,319万9,000円の増額です。国民全員に一律10万円を給付する特別定額給付金事業の費用として時間外勤務手当、消耗品費、印刷製本費、郵券代や事



務を正確かつ効率的に行うためのシステム改修費、給付金などを計上しております。

情報処理費は75万4,000円の増額、テレワークを実施するための装置の購入と設定及び保守費用を計上するものでございます。

防災諸費はマスク、消毒液の購入と感染予防啓発のパンフレット作成費用、合わせて37万7,000円の増額です。

次に、6ページにかけまして民生費、児童福祉費、児童福祉総務費は子育て世帯臨時特例給付金事業に係る経費として266万9,000円の増額です。内訳といたしまして、消耗品費、印刷製本費、郵券代や事務を正確かつ効率的に行うためのシステム改修費、給付金などを計上いたしております。

児童措置費は児童手当に係るマイナンバー情報連携体制整備に伴うシステム改修費用として27万8,000円の計上です。

農林水産業費、林業振興費は298万3,000円の増額。木材価格の下落に対し、約2分の1を補填する町産材価格補填補助金200万円、林業再生事業の追加交付決定による増額98万3,000円を計上いたしております。

次に、商工費、商工総務費はゴールデンウィーク期間中、休業要請に御協力をいただきました20の事業者には10万円の協力金を支給する町内飲食店・宿泊事業者休業協力金給付事業、国の持続化給付金の対象とならない事業者に対して最大50万円の給付金を支給する日野町持続化給付金事業、町民1人当たり1万円分、18歳以下のお子様にはさらに1万円分を上乗せした地域商品券を交付する地域応援商品券事業、町内飲食店が持ち帰りや出前、宅配などの取組を強化されることを応援するテイクアウト・デリバリー町内飲食店応援事業に係る費用として合わせて4,270万円の計上です。地域応援商品券交付金3,350万円、持続化給付金500万円、休業協力金200万円のほか、地域応援商品券の事務委託料、消耗品費、印刷製本費、郵券代を計上いたしております。

7ページ、教育費、学校給食費は3月の臨時休校に伴い学校給食用牛乳をキャンセルしたことで発生をいたしました事業者の損失補償金として3万4,000円を計上いたしております。

説明は以上です。

○議長（小谷 博徳君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑は歳入歳出ま  
とめて行います。

7番、安達幸博議員。

○議員（7番 安達 幸博君） 歳出、特別定額給付金事業についてお尋ねをいたします。これは

テレビで大変報道されておりました、いわゆる1人10万円を給付するという制度であります、私たちが頂いている資料には本臨時会が可決後、明日から申請書を郵送するというスケジュールを伺っておりますが、重ねてでございますが、このスケジュールをもう一度お願いしたいと思っております。特にこのときの支給開始日が5月下旬を予定となっております。先般、某新聞に県内の一覧表が何日から支給をするという欄が載っておりましたが、そこにきちんと日にちがないのが本町ともう1町ぐらいあったかと思っておりますが、明確になってないのであります。このときの説明も臨時議会までには日にちが確定するかもしれないという説明でありましたので、そこも日にちが確定をしておれば併せてスケジュールをお願いしたいと思っております。

○議長（小谷 博徳君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部 裕之君） 安達議員の御質問にお答えいたします。

まず、スケジュールについてということでございます。申請書の発送日、これを明日12日火曜日というふうに考えております。引き続き13日水曜日からは申請の受付が開始をされます。

支払いの予定日ということでございます。ただいま予定をいたしておりますのは22日の金曜日からを予定しております、最終的な調整に今入っているところでございます。

なお、支払い日につきましては週2回程度で考えております。まだこれも最終的な金融機関との調整もございますけれども、予定では火曜日、金曜日という週2回の支払いを考えているというところでございます。

○議長（小谷 博徳君） ほかに。

5番、松尾議員。

○議員（5番 松尾 信孝君） 関連して定額給付金の支給についてお伺いいたします。報道とかでいろいろ聞いていますと、世帯主に対して一括して支給するという方法が不都合な方があると。それに対しては、ある程度自治体でもって対応するというようなふうに聞いておりますが、本町においてはこういうケースにおいてはどのような対応をお考えであるのかお伺いいたします。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 詳細については担当課長のほうからさせたいと思っておりますけれども、確かに議員おっしゃるように、また全国的にもそういった懸念、そういったものがあるということで、その辺はいろいろ実行の情報と、さらにはどういうふうにそういうことが送付というか、本当は分けてほしいよというようなお話があれば早め早めにそういう情報を確認していく。そういったことを今取らせていただいております。

総務課長のほうから詳細は答えさせます。

○議長（小谷 博徳君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部 裕之君） この特別定額給付金の給付につきましては、基本的には住民票の所在によって支給を決定するというものでございますが、現実には住所があるんだけどもそこで支給ができない、あるいは住所がないんだけどもそこでしか支給ができないという状況が現実にはございます。これにつきましては、個別のその自治体間で連絡調整を図る。そこには県の機関なんかも加わってくるのでありますけれども、そこら辺で漏れのないように、あるいは二重払いにならないように調整をしながら支給されるというものでございます。

○議長（小谷 博徳君） 5番、松尾信孝議員。

○議員（5番 松尾 信孝君） 自治体間の問題については理解できました。

私の質問の趣旨は、むしろこの本町の中において世帯主に一括して支払いをされるのが不都合なケースが想定されるのではないかということでありまして、それについては例えば今町長の答弁でありましたそういうちゃんと申し出てくださいというようなふうにして対応すると。それはしかしまだなされてませんよね。そういう方、町民に対して不都合な方は申し出てくださいという。まずコメントとしては、そういうことを想定されてるなら事務の期間も短いわけですから早くされるべきであったと思うんですけど、最初の質問に戻りますと、そういうケースがあったときにはどのように担当課としては対応されるのか再度確認したいと思うんですけど。

○議長（小谷 博徳君） 住田健康福祉課長。

○健康福祉課長（住田 秀樹君） お答えいたします。今想定されるのがDV支援避難者の方、高齢者虐待等の虐待の避難者の方というのを想定しております。これにつきましては、健康福祉課のほうで個別の実態については把握しておりますし、そういったケースがある場合は個別対応を現在のところさせていただいております。実際うちで把握していないケースがある場合は早く申し出ていただいて対応させていただくということになるかと思っておりますので、これから広報のほうをしっかりとしていきたいと思っております。以上です。

○議長（小谷 博徳君） ほかに。

6番、中原信男議員。

○議員（6番 中原 信男君） 私も、特別定額給付金事業についてちょっと確認をさせていただきます。

総務課長のほうから、今日の議会が終わり明日12日から発送という言葉がありました。そこで基本的なことをお伺いしたいんですか、町民の皆さんの中には夫婦2人、あるいは大人3人、子供2人と夫婦家庭とかいろいろ条件があります。それでちょっと聞こえてきたことがありまし

て確認するわけですが、世帯主、お父さんと奥さんと子供さんと別々に申請はできますかということの確認。いや、そうじゃありませんよと。そうじゃなくて世帯主だけに代表者になっていただいて、そこに口座番号を書いていただいて確認した上で送ってくださいというのか。そういう事例は一切受け付けませんよということなのか。そこら辺をちょっと確認をさせてください。確認しますよ。旦那さんと奥さんが別々に申請したいという方がおられたとする。それは受け付けるのかと。子供さんもおって、大人の方がおって、その人も別に申請したいと。個々の口座に入れてくれませんかというようなことが仮に起きたとするならば、それは駄目ですよとやるのか。その辺をせっかくですので答弁してください。

○議長（小谷 博徳君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部 裕之君） ただいまの御質問では、この給付金といいますのは世帯単位で支給させていただきます。申請をしていただきますのは世帯主ということになってございますので、住民票でお届けをいただいております世帯単位での支給ということになってございます。よろしくをお願いします。

○議長（小谷 博徳君） 6番、中原信男議員。

○議員（6番 中原 信男君） よく分かりました。それでいいと思います。いいんですが、申請書を送ったときにそういう文言とか説明書きとか、受け取られた方が理解できるような文章はこの12日に発送する文書の中に入ってますか、全くありませんか。

○議長（小谷 博徳君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部 裕之君） お送りいたします書類の中には申請書は当然でございますけれども、記載例なども具体的に記載したものを付けて送らせていただきますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

○議長（小谷 博徳君） ほかにありませんか。

1番、中山法貴議員。

○議員（1番 中山 法貴君） 歳出の商工費につきまして、この商工費の中に町内飲食・宿泊事業者休業協力金給付事業というのがあるとの説明がありました。これは4月27日から5月6日の10日間、大型連休におきまして県境や町を越えた人の移動交流をできるだけ避けるために町内の飲食店及び宿泊施設20店舗に休業の要請をした。要請を受けていただいたところに協力金をお支払いするという事業ですが、町内にある飲食店及び宿泊施設20店舗との説明がありましたが、町内には20店舗以上ありますよね。なぜ一部の店舗には自粛要請しなかったのでしょうか。これ県外からの人の流れを止めるにはするべきだったのではないかと思うんですが、いかが

でしょうか。

○議長（小谷 博徳君） 角井産業振興課長。

○産業振興課長（角井 学君） お答えいたします。今回の休業要請につきましては、飲食業の営業許可、宿泊業の営業許可を取っていただいております店舗の事業主様につきましてさせていただきました。感染症の影響で本当に厳しい経営状況にある中、町としても本当に苦渋のお願いでしたが、全ての要請させていただいた事業者の方には御協力いただきまして本当にありがとうございました。この場をお借りして御礼申し上げます。

さて、20店舗以上あるのではないかというお尋ねでございますが、まず休業要請に当たりましては先ほどの許可を取っている事業者さんについて商工会のほうにまず確認をいたしまして、リストのほうを頂戴しました。基本的にはそれに基づいてお願いしたわけですが、言われるとおり一部の事業者様については休業要請のお願いまではいたしておりません。例えばお願いしていない事業者さんにつきましては、例えば地域おこし協力隊の方が運営されている簡易宿泊所というのがございます。ただ、この簡易宿泊所でございますが、地域おこし協力隊の活動の一環として取り組まれていらっしゃる。なおかつその活動費というものは国の補助金を元に事業を展開されているということで、お断りというか休業要請のほうをお願いしておりませんし、またそもそも先ほど申し上げられたとおりこの休業要請というのは大型連休中の人の動きを抑制するというものが目的でございます。事業者の中には不特定多数の方が利用される形態ではない、そういうような営業されている事業者さんもいらっしゃいますので、あくまで不特定多数の方に広く利用していただく、そういう営業形態を取られている業者さんについてお願いしているというものでございます。以上でございます。

○議長（小谷 博徳君） 1番、中山法貴議員。

○議員（1番 中山 法貴君） では、その地域おこし協力隊が行っている簡易宿泊業のところに休業要請を出さなかったとのことですが、実際事業主と私お話したんですが自粛したと、自主的に。町からは休業要請来なかったけど、自主的に自粛したとのことでした。ですが、これもし県外から大勢呼んでたらこれかなりリスクがあったと思います。休業要請はやはりするべきだったのではないかと私は思うんですが、そこはしなくていいという町の判断だったのでしょうか。県外から呼んでもいいと、この簡易宿泊所はという判断だったのでしょうか。

○議長（小谷 博徳君） 予算についてはいいですな。なら、休業要請をしなかったのはなぜかいふ点はどこが答える。

角井産業振興課長。

○産業振興課長（角井 学君） そもそも国の緊急事態宣言が出る中で、県境を越えた移動というのは外出を含めて自粛はしてくださいというのがやはりベースにありますので、そこはその企業さん、事業主さんがそういうふうな県外の方から本町に宿泊の人を受け入れるというのはそこはもう事業者さんの判断にはなろうかと思うんですけども、ただ私ども町としてお願いしたのはあくまでやはり不特定多数の方に広く利用していただくそういう施設であるかないかということが一つ休業要請をさせていただく中での判断基準として、線引きとして考えておりましたので、そのお話にあった地域おこし協力隊の事業者さんについてはそういう事業者さんでなくて、その休業要請までお願いしなくてもいいのではないかというふうに考えております。

○議長（小谷 博徳君） 7番、安達幸博議員。

○議員（7番 安達 幸博君） 商工総務費、先ほどちらっと協力費のお話が出ましたが、私は今回のこの商工総務費、迅速にこれだけの事業を盛り込んだというのは大いに評価をしております。説明は受けましたが、あとのいろんな事業をせっかくの機会でありますのでもう一度こういう事業を考えているということを議場にてお話をいただきたいと思うのですが、併せてそれらの事業、いよいよ給付が始まるスケジュール感というものを併せて1項目ずつの事業に対してお教えいただきたいと思います。

○議長（小谷 博徳君） 角井課長、答弁をお願いします。

○産業振興課長（角井 学君） そうしますと、事業について先ほど町長が申し上げましたが、スケジュールを含めてかいつまんで御説明させてもらいたいと思います。

休業協力金につきましては1店舗当たり10万円。本会議終了後、各店舗さんに回らせていただきまして請求書等を頂戴するようにしておりまして、今週の木曜日お支払いするという手続で今進めているところでございます。

続いて持続化給付金事業でございますが、これにつきましては国が50%以上の売上げ減のみを対象にしているんですが、本町におきまして飲食店中心に回らせていただきまして、やはり平均では二、三割ぐらいの売上げ減でございました。やはりそういった事業者さんも非常に厳しいというお声を聞いておりますので、一月当たりの売上げが15%から49%減少した事業者さんにつきましては、町のほうで一事業者さん当たり50万円を支給するというふうに考えております。これにつきましては、本議会終了後また各いろいろチャンネルひのとかの関係でPRして、申請のほうをしていただければというふうに考えております。

続きまして、地域応援商品券事業でございます。この商品券事業、先ほど申し上げましたが町民の方お一人1万円ということで、1万円のうち5,000円分につきましては出前や配達など

に利用いただける食事券にしたいというふうに考えております。やはり飲食店非常に厳しい状況ありますので、まずそこを手厚くしております。また、休校などにより食糧費など家庭の経済的負担が増えてきております。こういった子育て世帯の方々を支援するために18歳以下の子供さん1人当たり1万円をさらに上乘せするというごさいます、例えば夫婦お2人と小学生お2人、4人世帯の場合については、6万円の商品券を世帯主さんのほうにお送りさせていただくということにしております。本議会終了後すぐに手続を始めまして、6月上旬に各世帯にお送りするというふうなスケジュール感で考えております。

なお、商品券の印刷等々換金業務については、地元の商工会さんと一緒になりながら進めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして最後ですけれども、テイクアウト・デリバリー町内飲食店応援事業ということでございます。非常になかなかこのコロナの影響で、店内に来ていただいて飲食していただくというところがなかなか難しいと。当然いろいろ感染防止を図りながら、三密を避けながら営業されるわけでございますが、やはりそうはいてもなかなか難しいというお店もございます。そう一定あるお店につきましてはテイクアウト、お持ち帰りであったり配達、デリバリーであったりということに活路を見いだして新たな事業展開を図ろうという事業者さんもいらっしゃいますので、そういった事業者さんを応援しようということで、先ほどの商品券の5,000円のお食事券とも連動させるわけですが、こういった取組をされる店舗さんをまとめた冊子を作って、お店とそのテイクアウトできるメニュー表をつけた冊子を作成しまして、今のところその商品券6月上旬にお送りするようにしているんですが、その商品券と一緒にこの冊子のほうも各世帯のほうにお送りさせていただいて、御利用いただくというようなことを考えております。以上でございます。

○議長（小谷 博徳君） 7番、安達幸博議員。

○議員（7番 安達 幸博君） 本当に手厚い手当てをされたと思いますが、特に日野町版の持続化給付金事業、いわゆる国は半分以上売上げが落ちたところというところがあるんですが、とはいいいながら半分まで落ちると、これは事業がもうやっっていけないというぐらいな大変な落ち込みであります。それでも頑張って3割であるとかいう頑張っているところもあるわけであります。そういったところに本町のこの日野町版の持続化給付金というのはまさしく救いの手で、かゆいところに手が届く事業だと思って大いに評価をしております。

私の認識が不足しているかもしれませんが、他の町村でいろいろ見るとこういうのがあまり出てきてないようだと思いますが、その他町の事例もあれば全く参考までですがお教えいただきたい点です。

それから、商品券についてでありますけれども、この配布は先ほどと一緒にのように世帯主に一括郵送で送るということでありましたが、資料的には3月31日現在の数字が載っておりますが、これは一方では10万円は4月の27日の本町在住のという、4月の27日が基準日になっておりますが、この商品券に対しての基準日はいつでしょうか。3月31日なのか、あるいは4月の27日に合わせているのか。ここらをお尋ねしておきたいと思います。

○議長（小谷 博徳君） 角井産業振興課長。

○産業振興課長（角井 学君） お答えいたします。他町の事例ということでございますが、新聞報道等でしか私も把握はしておりませんが、飲食店の支援の関係については琴浦町さん、米子市さんが食事券を配布する。一部プレミアムをつけての商品券というのを出すというふうな情報は得ております。

あと持続化給付金についてですが、これは実は本町だけではなくて日南町さん、江府町さんも同じような今枠組みでやろうというような話が出ておりますし、実はこの間4月28日の全員協議会終了後、各市町の担当課長からちょっと問合せが結構あって、具体的に日野町はどういう取組するんだということいろいろ聞かれておりまして、おっしゃられるとおりいろいろほかの町も本町の取組、予算の関係非常に関心があるということで、持続化給付金についても伯耆町さんもやるという話も聞いていますし、南部町さんも考えて今検討しているというような情報を得ていますので、本町が先行してやるのが非常に県内全体に広がっていけばいいのかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小谷 博徳君） 基準日。

○産業振興課長（角井 学君） 商品券の基準日でございますが、本日5月11日時点の住民基本台帳に基づきまして対象者のほうを選定させていただきたいというふうに思っております。

○議長（小谷 博徳君） ほかにありませんか。

6番、中原信男議員。

○議員（6番 中原 信男君） 6ページの私も商工費の商工総務費、コロナ緊急経済対策、地域応援商品券事業について1点だけ伺いをいたします。

この事業は、私は本当に素晴らしい事業だと。地域を元気づけていく、本当によく考えられた事業だということを最初に申し上げておきます。

そこで、考え方といたしまして1万円のうち半分の5,000円は飲食限定の商品券とするという文言が我々の説明書の中にあります。ここを柔軟に考えていただきたい例が1点だけございます。それは何かといいますと、長年体の健康上とかの理由で介護施設等に余儀なく入所されて



いる方々がおられます。この方々たちは、自らラーメンでも食いにいこうとかいろいろ思われても行かれない。そういう個々の事情があるように伺っております。そこで、先ほど最初に言ったように柔軟に考えていただいて、ここはそこに限定することなく1万円を地域で有効に活用していただけるような寛大な考えを持っていただきたいと思いますと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（小谷 博徳君） 埜田町長。

○町長（埜田 淳一君） 経済の持続化というようなこと、そしてやはり一番今大きな損失、そして不安の中で事業としましてやっぱり飲食、宿泊関係者の方の将来に向かっての不安、そういったものが高いと私は認識しております。そういった中で1万円の中の半分、飲食・宿泊業の支えになるようにということで考えさせていただいています。

先ほど担当課長のほうも申しましたけれども、いわゆるデリバリーとかテイクアウトとかお店に行かなくてもこの商品券というか飲食券を使えるようなこともいろいろ考えておりますので、そういったことで御利用していただければということでお願いしたいと思います。

○議長（小谷 博徳君） ほかにありませんか。

1番、中山法貴議員。

○議員（1番 中山 法貴君） 先ほどの町内飲食・宿泊事業者休業協力金給付事業でちょっともう一つ説明をいただきましたんですけども、先ほどまず商工会から20店舗のリストをもらったと。それを基に休業要請をしたと。あと協力隊が運営している簡易宿泊は必要がないと判断した。理由として不特定多数の利用云々ということをおっしゃられたんですが、簡易宿泊所でありますからやはり不特定多数の利用は考えられますし、そもそものこの目的が人の移動、交流を避けるのが目的。そしてコロナウイルスの感染拡大を防ぐのが目的ですので、商工会のリストになりから、協力隊がやってるからという理由で自粛要請を出さない、当人に任せるというのはやはりリスクがあったのではないかと思います。

今回、実際その事業者は自粛したということですので、これにも協力金の予算をつけてはいかがかと思いますが、そういう考えはありませんか。

○議長（小谷 博徳君） 先ほど説明されたと思うのですが……（発言する者あり）

角井課長、再度……（発言する者あり）

埜田町長。

○町長（埜田 淳一君） 重ねての御質問でございますけれども、こういう非常事態宣言下の中で、それ以前もなんですけども、このコロナの感染症で営業自粛という雰囲気というかそういう認識が各事業者さんにもおありになったと思います。それを踏まえてさらに休業要請を町としてさ

せていただいたということですので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小谷 博徳君） 今のはそこも給付金を出すべきではなかったかいう、ここの答弁がないといけんじゃないの。（発言する者あり）そうか。

○町長（埜田 淳一君） 休業要請をいたしておりませんので、協力金のほうは該当しないということ御理解いただきたいと思います。（発言する者あり）

○議長（小谷 博徳君） ええか。

○議員（1番 中山 法貴君） 駄目です。

○議長（小谷 博徳君） いや、駄目言ったってあんたが手挙げて言わにゃ。

1番、中山法貴議員。（発言する者あり）

そうか。3回ルールで打ち切りたいと思います。

ほかにありませんか。

○議員（1番 中山 法貴君） 助けてください、誰か。答えてないんだもん。

○議長（小谷 博徳君） ほかにありませんか。（発言する者あり）いや、もうこれで終わり。

4番 金川議員。

○議員（4番 金川 守仁君） 今の内容なんですけども、町内で営業許可を取ってる。例えばいろんな飲食関係ありますよね。これが何軒あるか。その商工会で登録されてるのが何軒あるかをちょっと教えてください。

その中で、今回20軒にこういうふうに絞ったという形になるかも分かりませんが、取りあえずその商工会から出てきた20軒で決定されたのか。ちょっとよその町なんか見ますと、日南町さんは100軒ぐらいを50万の対象という形で今ちょっと情報を得ております。江府町さんが、まだこれは決定じゃないですけど78軒ぐらいじゃないかというふうに思っています。それは別としまして、この分で今20軒はどういうあれで設定されたのか。

○議長（小谷 博徳君） 角井産業振興課長。

○産業振興課長（角井 学君） 商工会から会員さんの飲食業につきましては14店舗というふうに把握しております。あくまで商工会さんが出されてきたものをそのままというのではなくて、そこでプラスアルファで商工会の非会員の方もいらっしゃいます。ですので、その部分を加えております。で20店舗という考え方でございます。以上でございます。

○議長（小谷 博徳君） いいですか。

ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小谷 博徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（小谷 博徳君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより日程第8、議案第34号、令和2年度日野町一般会計補正予算（第1号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小谷 博徳君） 起立多数。よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第35号

○議長（小谷 博徳君） 日程第9、議案第35号、令和2年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） ただいま上程されました議案第35号、令和2年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

議案書を御覧いただきたいと思います。この補正予算は、歳入歳出それぞれ120万円を追加し予算総額を4億1,705万2,000円とするものであります。これは今般の新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、休業や休職した場合に支給する傷病手当金について予算を計上するものでございます。

その内容でございますが、4ページを御覧いただきたいと思います。歳出として保険給付費、傷病手当金について交付金120万円を計上し、財源として全額を県支出金、保険給付費等交付金をもって充てるものでございます。御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小谷 博徳君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

〔質疑なし〕

○議長（小谷 博徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（小谷 博徳君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより日程第8、議案第35号、令和2年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小谷 博徳君） 起立多数。よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（小谷 博徳君） お諮りいたします。以上で本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により閉会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小谷 博徳君） 異議なしと認めます。

以上で令和2年第3回日野町議会臨時会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

午前11時30分閉会

---